

北里大学と東京純心女子中学校・高等学校との教育交流に関する協定書

北里大学（以下「大学」という。）と東京純心女子中学校・高等学校（以下「学校」という。）は、連携事業を通じて相互交流を深め、双方の教育の活性化を図るために、次のとおり協定を締結する。

1. 大学と学校は、相互の友好関係にもとづき、連携事業を実施する。
2. 連携事業の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 「総合学習」等における教職員及び学生の交流
 - (2) 教育についての情報交換及び交流
 - (3) その他双方が協議し合意した事項
3. 連携事業の具体的内容については覚書を取り交わす。
4. この協定の有効期間は、2021年8月1日から始まり2022年3月31日をもって終わる。
ただし、有効期間の3ヶ月前までに大学・学校のうち一方又は両者から協定の改廃の申し入れがないときは、この協定はさらに1年間延長するものとし、以後についても同様とする。
5. この協定の定めのない事項若しくはこの協定の解釈に疑義を生じた事項については、両者間でその都度協議し、解決を図る。

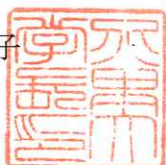
この協定書は2通作成し、両者署名捺印のうえ各1通を保有する。

2021年7月27日

北里大学

東京純心女子学園
東京純心女子中学校・高等学校

学長 島袋香子



理事長 森山 叡子

